

○小田原市キャラクター「梅丸」の使用に関する要綱

(平成25年12月12日)

小田原市キャラクター「梅丸」の使用に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、別記小田原市キャラクター「梅丸」(以下「梅丸」という。)の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用基準)

第2条 梅丸は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、何人も使用することができる。

- (1) 小田原市(以下「市」という。)の信用及び品位を害し、又は害するおそれがあるとき。
- (2) 自己の商標又は意匠とするなど、独占的に使用し、又は使用するおそれがあるとき。
- (3) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき。
- (4) 特定の個人、政党若しくは宗教団体を支援し、若しくは公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれがあるとき。
- (5) 立体物を作製しようとするとき(市又は市長が認めた者が作製する場合を除く。)
- (6) 前各号に掲げるもののほか市長が使用について適当でないと認めるとき。

(使用申請等)

第3条 梅丸を使用しようとする者(以下「申請者」という。)は、あらかじめ小田原市キャラクター「梅丸」使用承認申請書(様式第1号。以下「使用申請書」という。)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 市が主体となって実施するイベント等で使用する場合
- (2) 市立の小学校及び中学校が教育の目的で使用するとき。
- (3) 新聞、テレビ、雑誌等報道関係機関が報道目的に使用するとき。

2 前項の承認を受けようとする者は、使用申請書に次の書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 会社概要等、申請者の事業内容がわかる資料
- (2) 梅丸の使用状況がわかる完成見本等
- (3) 前2号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類

(使用の承認)

第4条 市長は、前条の規定による使用申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、小田原市キャラクター「梅丸」使用(変更)承認通知書(様式第2号。以下「使用(変更)承認通知書」という。)により通知するものとする。この場合において、市長は、必要があると認める場合には、梅丸の使用方法等について、条件を付することができる。

2 市長は、前項の規定により使用を承認しないときは、申請者に小田原市キャラクター「梅丸」使用（変更）不承認通知書（様式第3号。以下「使用（変更）不承認通知書」という。）により通知するものとする。

（使用承認の制限）

第5条 梅丸の使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、市長は承認しないものとする。

- (1) 第三者の利益を害するものと認められる場合
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める営業を行う者が使用する場合及びこれらの者が商品等を販売する場合
- (3) 梅丸の使用によって誤認または混同を生じさせるおそれがあると認められる場合
- (4) 梅丸のイメージを損なうおそれがあると認められる場合
- (5) 梅丸の著しい変形その他梅丸の使用が適当でないと認められる場合
- (6) 前各号に掲げるもののほか市長が別に定める要件に該当しない場合

（使用料）

第6条 梅丸の使用料は、無料とする。

（使用上の遵守事項）

第7条 第4条の規定による使用承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用承認された内容にのみ使用し、市長が付した条件に従うこと。
- (2) 当該使用に係る物件の完成品を提出すること。ただし、提出が困難なものについては、写真等を提出すること。
- (3) 第4条の承認を受けた権利を譲渡又は転貸しないこと。
- (4) 梅丸を用いた商品等の使用、宣伝又は広告に際して、（「©小田原市「梅丸」」又は「©Odawara City. Umemaru」）を、その商品、包装、広告等に明示すること。
- (5) デザインの改変等応用使用はしないこと。ただし、市長が認めた場合は、この限りでない。
- (6) 梅丸のイメージを損なう使用をしないこと。

（承認内容の変更）

第8条 使用者が使用承認の内容について変更をしようとする場合は、あらかじめ小田原市キャラクター「梅丸」使用変更承認申請書（様式第4号。以下「変更承認申請書」という。）に変更が確認できる資料等を添えて市長に提出し、市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項に規定する変更承認申請書を受理した場合には、その内容を審査の上、適当と認めるときは、これを承認し、使用（変更）承認通知書により通知するものとする。

3 市長は、前項の規定により変更を承認しないときは、申請者に使用（変更）不承認通知書により通知するものとする。

（承認の取消し）

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は使用承認を取り消すことができる。

- (1) 使用者がこの要綱に違反した場合
- (2) 申請書の内容に虚偽又は不正のあることが判明した場合
- (3) 第5条各号のいずれかに該当するに至った場合
- (4) 前3号に掲げるもののほか梅丸の使用継続が不適當であると認められた場合

2 市長は、前項の規定により使用の承認を取り消したときは、使用者に小田原市キャラクター「梅丸」使用変更承認取消通知書（様式第5号。以下「使用承認取消通知書」という。）により通知するものとする。

3 第1項の規定により使用の承認を取り消された者は、使用承認取消書の通知があった日以後、当該使用物件を使用してはならない。

4 市長は、第1項の規定により使用の承認を取り消したときは、その使用者に対し、当該使用物件の回収を求めることができる。

5 市長は、使用の承認を取り消すにあたり使用者に梅丸の使用状況等について報告させ、又は調査することができる。

（経費等の負担）

第10条 市は、この要綱による使用承認の申請に要した費用及び使用の実施に係る経費又は役務を負担しない。

（損失補償等の責任）

第11条 市は、梅丸の使用を承認したこと又は第9条の規定により梅丸の使用承認を取り消したことに起因する損害等について、一切の責任を負わない。

2 使用者は、梅丸を使用した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、市に迷惑を及ぼさないように処理するものとする。

3 使用者は、梅丸の使用に際して故意又は過失により市に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を市に賠償しなければならない。

（地位の承継）

第12条 相続人、合併により設立される法人その他使用者の一般承継人は、当該使用者が有していた使用承認に基づく地位を承継することができる。

（事務）

第13条 この要綱に関する事務は、経済部観光課が行う。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、梅丸の使用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年12月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年6月18日から施行する。

様式第 1 号（第 3 条関係）

小田原市キャラクター「梅丸」使用承認申請書

年 月 日

小田原市長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地及び名称並びに代表者の氏名〕

小田原市「梅丸」を使用したいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

使用物件名 (※商品名への「梅丸」 の使用はできません。)		
使用目的及び使用方法 (使用日、使用数量、使用 内容を具体的に記載して ください。)		
使用するイラスト (【別記資料】の番号を 記入) 例：1、12、57		
連絡先	担当者名：	FAX：
	電話番号：	E-MAIL：

添付書類

- (1) 会社概要等、申請者の事業内容がわかる資料（パンフ等） 個人の場合はプロフィール
- (2) 梅丸の使用状況がわかる完成見本等（見本が添付できない場合、写真や印刷原稿等）

様式第2号（第4条、第8条関係）

小田原市キャラクター「梅丸」使用（変更）承認通知書

観 第 号
年 月 日

様

小田原市長



年 月 日付けで申請のありました小田原市キャラクター「梅丸」の使用について、承認します。

なお、使用に当たっては次の点に留意してください。

- 1 「梅丸」を、承認を受けた物件のデザインとして使用することができます。ただし、「梅丸」を用いた商品の使用に際して、承認番号（「小田原市 梅丸」又は「odawara city umemaru」）を、その商品、包装等に明示してください。また、完成品（困難な場合は写真等）を提出してください。
- 2 使用に関する権利を他人に譲渡、転貸することはできません。
- 3 使用に起因する問題が生じた場合には、使用者が速やかに対処する責任を負うものとし、小田原市は一切の責任を負いません。
- 4 使用に当たっては、製造物責任における責任の所在を明らかにする表示をはじめとした関係法令を遵守し、消費者等に誤解を与えないようにしてください。
- 5 申請書の記載内容に虚偽があった場合及び不正な使用等が認められた場合、使用者に対し是正を求めるための警告を行います。
- 6 使用者が、上記の警告に応じない場合は、承認の取消しその他必要な措置をとる場合があります。
- 7 承認が取り消されたときは、承認取消の日から使用することはできません。また、取り消しにより使用者に生じた損害について、小田原市は一切の責任を負いません。
- 8 「梅丸」の適切な使用を図るため、使用の状況、使用した物件の販売状況等について報告を求め、又は必要な調査を行うことがあります。
- 9 小田原市キャラクター「梅丸」の使用に関する要綱は、必要に応じて変更することがあります。

様式第3号（第4条、第8条関係）

小田原市キャラクター「梅丸」使用（変更）不承認通知書

観 第 号
年 月 日

様

小田原市長 

年 月 日付けで申請のありました小田原市キャラクター「梅丸」の使用については、次の理由により承認しないこととしましたので通知します。

不承認の理由

様式第4号（第8条関係）

小田原市キャラクター「梅丸」使用変更承認申請書

年 月 日

小田原市長 様

申請者 住 所

氏 名

電話番号

〔法人にあつては、主たる事務所の〕
〔所在地及び名称並びに代表者の氏名〕

年 月 日付け 観第 号 で承認を受けた小田原市キャラクター「梅丸」の使用について、次のとおり内容を変更したいので申請します。

変更事項	変更前	変更後
使用物件名 （商品名に「梅丸」は使用 できません。）		
大きさ・デザイン・形など の変更		
数量・販売先・その他の変 更		
追加するイラスト番号		
使用期間		
担当者 氏名 電話番号		

添付書類

- (1) 変更する内容がわかる見本
- (2) 当初の使用承認書の写し（コピー）

様式第5号（第9条関係）

小田原市キャラクター「梅丸」使用変更承認取消通知書

観 第 号
年 月 日

様

小田原市長 

年 月 日付け観第 号で承認しました小田原市キャラクター「梅丸」の使用については、次の理由により使用承認を取り消すこととなりましたので通知します。
なお、この通知があった日以後、承認を受けた使用物品は使用できません。

理由